

「プレミアム金利円定期預金 契約締結前交付書面」新旧対比表（2026年2月4日変更）

プレミアム金利円定期預金円定期預金 15年

新（赤文字部分が変更箇所）	旧（赤文字部分が変更箇所）
(略)	(略)
<p>損害金は、後述する当該再構築費用と再構築取引にかかるその他諸費用（手数料含む）を、中途解約時の市場金利、市場金利の変動率等をもとに当社所定の計算方法により算出し、お客さまにご負担いただくものです。この損害金をお客さまの預金元本金額から差引いた残額を当社のお客さま名義の円普通預金口座へ入金するため、結果的に大きな損失が生じる（=大きく元本割れとなる）可能性があります。お申込みの際には必ず最終満期日（15年後）まで運用可能な資金にてご利用ください。</p> <p>なお、お客さまが中途解約を依頼される日と、解約費用を預金元本金額から差引いた残額の入金日は異なります。この場合、実際にご負担いただく損害金が中途解約の依頼に基づき試算した損害金を超えることがあります。</p>	<p>損害金は、後述する当該再構築費用と再構築取引にかかるその他諸費用（手数料含む）を、中途解約時の市場金利、市場金利の変動率等をもとに当行所定の計算方法により算出し、お客さまにご負担いただくものです。この損害金をお客さまの預金元本金額から差引いた残額を当行のお客さま名義の円普通預金口座へ入金するため、結果的に大きな損失が生じる（=大きく元本割れとなる）可能性があります。お申込みの際には必ず当初満期日まで運用可能な資金にてご利用ください。</p> <p>なお、お客さまが中途解約を依頼される日と、解約費用を預金元本金額から差引いた残額の入金日は異なります。この場合、実際にご負担いただく損害金が中途解約の依頼に基づき試算した損害金を超えることがあります。</p>
(略)	(略)

※その他、文言表記統一のため当行を当社に変更。

プレミアム金利円定期預金円定期預金 10年

新（赤文字部分が変更箇所）	旧（赤文字部分が変更箇所）
(略)	(略)
<p>損害金は、後述する当該再構築費用と再構築取引にかかるその他諸費用（手数料含む）を、中途解約時の市場金利、市場金利の変動率等をもとに当社所定の計算方法により算出し、お客さまにご負担いただくものです。この損害金をお客さまの預金元本金額から差引いた残額を当社のお客さま名義の円普通預金口座へ入金するため、結果的に大きな損失が生じる（=大きく元本割れとなる）可能性があります。お申込みの際には必ず最終満期日（10年後）まで運用可能な資金にてご利用ください。</p> <p>なお、お客さまが中途解約を依頼される日と、解約費用を預金元本金額から差引いた残額の入金日は異なります。この場合、実際にご負担いただく損害金が中途解約の依頼に基づき試算した損害金を超えることがあります。</p>	<p>損害金は、後述する当該再構築費用と再構築取引にかかるその他諸費用（手数料含む）を、中途解約時の市場金利、市場金利の変動率等をもとに当行所定の計算方法により算出し、お客さまにご負担いただくものです。この損害金をお客さまの預金元本金額から差引いた残額を当行のお客さま名義の円普通預金口座へ入金するため、結果的に大きな損失が生じる（=大きく元本割れとなる）可能性があります。お申込みの際には必ず当初満期日まで運用可能な資金にてご利用ください。</p> <p>なお、お客さまが中途解約を依頼される日と、解約費用を預金元本金額から差引いた残額の入金日は異なります。この場合、実際にご負担いただく損害金が中途解約の依頼に基づき試算した損害金を超えることがあります。</p>
(略)	(略)

※その他、文言表記統一のため当行を当社に変更。